

○鹿児島県水防協議会条例（昭和24年9月5日条例第48号）

鹿児島県水防協議会条例を次のように定める。

鹿児島県水防協議会条例

第1条 水防法（昭和24年法律第193号）第8条第1項の規定に基づき、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、鹿児島県水防協議会（以下「協議会」という。）を置く。

第2条 会長は協議会を代表し、及び会務を総理する。

2 会長に事故あるとき又は欠けたときは、その指名する委員がその職務を代理する。

第3条 関係行政機関の職員又は関係団体の代表者たる委員に事故があるとき又は欠けたときは、その指名する職務上の代理者がその職務を行うことができる。

第4条 関係行政機関の職員たる委員及び関係団体の代表者たる委員の任期は、当該職に在る期間とし、その他の委員の任期は2年とする。但し、補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

知事において、特別の事由があると認めたときは、前項の規定に拘らず、その任期中においても、これを免じ又は解嘱することができる。

第5条 会長は、会議を招集し、その議長となる。

第6条 協議会は委員の3分の1以上が出席するのでなければ会議を開くことができない。

協議会の議事は出席委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第7条 協議会に、幹事及び書記各々若干名を置き会長が命じ又は委嘱する。

幹事は、会長の命を受け、庶務を整理する。

書記は、上司の命を受け、庶務に従事する。

第8条 会長、委員に対しては、別に定めるところにより、費用弁償を支給することができる。

第9条 前各条に定めるものの外、協議会について必要な事項は、会長がこれを定めることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和24年8月3日から適用する。

附 則（平成12年3月28日条例第64号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

鹿児島県水防協議会委員名簿

(平成22年4月現在)

職名	役 職 名	氏 名	備考
会長	鹿児島県知事	伊藤 祐一郎	
委員	国土交通省川内川河川事務所長	是 沢 毅	
〃	国土交通省大隅河川国道事務所長	武 士 俊 也	
〃	県 議 会 議 員	園 田 豊	
〃	県市長会会長（鹿児島市）	森 博 幸	
〃	県 消 防 協 会 書 記	安 永 麻 美	
〃	鹿児島地方気象台長	鈴木 和 史	
〃	日本放送協会鹿児島放送局長	渡 部 孝 道	
〃	N T T 西 日 本 鹿 児 島 支 店 長	遠 竹 泰	
〃	陸上自衛隊第12普通科連隊長	前 田 忠 男	
〃	海上自衛隊第一航空群司令	池 太 郎	
〃	鹿児島県警察本部長	笠 原 俊 彦	
〃	社団法人鹿児島県看護協会会長	秋 葉 公 子	
〃	一 級 建 築 士	吉 永 詠 子	
〃	鹿児島県立鹿児島西高等学校教頭	佐 藤 真 由 美	
〃	(有)カルチャー・コネクション代表取締役	山 野 真 理	
	会長 1名		
	委員 15名		

鹿児島県水防協議会幹事名簿

(平成22年4月現在)

職名	役 職 名	氏名	備考
幹事	鹿児島県土木部次長	屋島 明人	
〃	〃	長谷場 良二	
〃	国土交通省鹿児島国道事務所副所長	岩山 順一	
〃	国土交通省鶴田ダム管理所管理係長	高橋 史哉	
〃	鹿児島県 土木部 監理課長	白坂 功	
〃	〃 〃 河川課長	内 達朗	
〃	〃 〃 道路建設課長	久保 力	
〃	〃 〃 道路維持課長	中野 義一	
〃	〃 〃 砂防課長	伊藤 仁志	
〃	〃 〃 港湾空港課長	米元 敏博	
〃	〃 〃 建築課長	西薊 幸弘	
〃	〃 知事公室 広報課長	田代 哲郎	
〃	〃 危機管理局 次長兼危機管理防災課長	前田 慎一	
〃	〃 保健福祉部 社会福祉課長	古賀 弘文	
〃	〃 農政部 農地建設課長	小倉 祐二	
幹事 15名			

(参考)

水防に関する気象警報等（平成22年5月27日13時前まで適用）

注意報・警報及び津波予報は、次によりそれぞれの担当官署が発表し、解除するものとする。

1 注意報・警報

(1) 発表機関

注意報・警報は、次の気象官署が各担当区域について発表する。

担当気象官署	担 当 区 域
ア 鹿児島地方気象台	鹿児島県(名瀬測候所の担当区域を除く)
イ 名瀬測候所	大島支庁管内及び鹿児島郡のうち十島村

(2) 種類及び発表基準（一般の利用に適合するもの）

種類			発表基準	
注 意 報	気 象 注 意 報	風 雪 注 意 報	風雪により災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合。	
			薩摩・大隅	雪を伴い平均風速 12m/s(鹿児島 15m/s, 大隅海峡 15m/s)以上が予想される場合。
			種子島・屋久島	雪を伴い平均風速 15m/s 以上が予想される場合。
		大 雨 注 意 報	大雨により災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には鹿児島県内の市町村で別表1の基準に到達することが予想される場合。	
		大 雪 注 意 報	大雪により災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合。	
			薩摩・大隅	24 時間降雪の深さが平地 5cm以上, 山地 10cm以上が予想される場合。
			種子島・屋久島	24 時間降雪の深さ 5cm以上が予想される場合。
		雷 注 意 報	落雷等により被害が予想される場合。	
		なだれ注意報	なだれが発生して災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合	
			薩摩・大隅 種子島・屋久島	積雪の深さ 100cm以上であって、①気温 3℃以上の好天, ②低気圧等による降雨, ③降雪の深さ 30cm以上のいずれかが予想される場合。
※地面現象 注意報	地面現象 注意報	大雨・大雪による山くずれ, 地すべり等により, 災害が起こるおそれがあると予想される場合。		

(その2)

注

(その3)

種類			発表基準			
警 報	気 象 警 報	暴 風 警 報	暴風により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合。			
			薩摩・大隅	平均風速20m/s(鹿児島25m/s, 大隅海峡25m/s)以上が予想される場合。		
			種子島・屋久島	平均風速 25m/s 以上が予想される場合。		
		暴 風 雪 警 報	暴風雪により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合。			
			薩摩・大隅	雪を伴い平均風速 20m/s(鹿児島 25m/s, 大隅海峡 25m/s)以上が予想される場合。		
			種子島・屋久島 奄美	雪を伴い平均風速 25m/s 以上が予想される場合。		
		大 雨 警 報	大雨により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には鹿児島県内の市町村で別表3の基準に到達することが予想される場合。			
		大 雪 警 報	大雪により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合。			
			薩摩・大隅	24 時間降雪の深さが平地 20cm以上, 山地 30cm以上が予想される場合。		
			種子島・屋久島	24 時間降雪の深さ 10cm以上が予想される場合。		
	※地面現象警報	地 面 現 象 警 報	大雨・大雪による山くずれ, 地すべり等により, 重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。			
	報	高 潮 警 報	高 潮 警 報	台風等による海面の異常上昇により, 重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的には次の条件に該当する場合。		
薩摩 (潮位:TP上)				出水・伊佐	阿久根* 2.1m	
				川薩・始良	鹿児島* 2.7m 阿久根* 2.1m	
				甑島	阿久根* 2.3m	
				鹿児島・日置	鹿児島* 2.3m 阿久根* 2.4m	
				指宿・川辺	枕 崎* 2.2m	
大隅 (潮位:TP上)				曾於	大 泊* 2.1m	
				肝属	鹿児島* 2.3m 大 泊* 2.4m	
種子島・屋久島 (潮位:標高)				種子島	種子島* 2.2m	
				屋久島	種子島* 2.2m	
奄美 (潮位:標高)				十島村	中之島* 2.1m	
				北部	奄 美* 1.8m	
				南部	2.3m	
波 浪 警 報	波 浪 警 報	波浪・うねり等により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には有義波高 6m以上が予想される場合。				

(その4)

種類			発表基準
警 報	※ 浸 水 警 報	浸 水 警 報	大雨・長雨等の現象に伴う浸水により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。
	洪 水 警 報	洪 水 警 報	津波、高潮以外による洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には鹿児島県内の市町村で別表4の基準に到達することが予想される場合。

(注) (ア) 発表基準欄に記載した数値は、鹿児島県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の目安である。

(イ) ※この注意報・警報は、標題を出さないで、気象注意報、警報に含めて行う。

(ウ) 注意報・警報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また新たな注意報・警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除されて、新たな注意報・警報に切り替えられる。

(エ) 高潮注意報・高潮警報の基準潮位は東京湾平均海面(T. P)を使用する。なお、T. Pは日本の陸地標高の基準面である。ただし、種子島・屋久島地方、奄美地方は現地の標高を使用する。

(オ) *は基準港を表し名称は潮位観測所名を使用している。阿久根(阿久根新港)、鹿児島(鹿児島港)、枕崎(枕崎港)、大泊(大泊港)、種子島(熊野漁港)、中之島(中之島港)、奄美(小湊港)。

(カ) 奄美地方南部については二次細分区を代表する基準港(潮位観測所)がないため、基準港は定めない。

(キ) 警報基準は出水期前までに変更の予定、水防計画書への掲載時期は別途調整願います。

大雨及び洪水警報・注意報基準表の見方

(1) 大雨及び洪水の欄中、「平地」は標高 200m 以下の地域、「山地」は標高 200m を超える地域を示す。

(2) 大雨及び洪水の欄中、R1、R3 はそれぞれ「平地」の 1、3 時間雨量を示す。

例えば、「R1=70」であれば、「平坦地の地域で 1 時間雨量 70mm 以上」を意味する。

(3) 大雨及び洪水の欄中、R1*、R3*はそれぞれ「平地以外」の 1、3 時間雨量を示す。

例えば、「R1*=80」であれば、「平坦地以外の地域で 1 時間雨量 80mm 以上」を意味する。

(4) 洪水の欄中、「〇〇川=30」は、「〇〇川流域の流域雨量指数 30 以上」を意味する。

(5) 洪水の欄中、「and」は 2 つの指標による基準を示す。

例えば、「R1=70 and 〇〇川=30」であれば、「平坦地の地域で 1 時間雨量 70mm 以上 かつ 〇〇川流域の流域雨量指数 30 以上」を意味する。また、「R1=70 and R3=150」であれば、「1 時間雨量 70 以上 かつ 3 時間雨量 150mm 以上」を意味する。「平坦地、平坦地以外」等の地域は別添資料を参照。

(6) 土壌雨量指数基準値は 1km 四方毎に設定しており、市町村内における基準値の最低値を示す。1km 四方毎の基準値については、気象庁ホームページを参照。<http://www.jma.go.jp/jma/index.html>

< 参考 >

土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km 四方の領域ごとに算出する。

流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km 四方の領域ごとに算出する。

二次細分区域	市町村		雨量(mm)				土壌雨量指数値
			1 時間降水量		3 時間降水量		
			平地	山地	平地	山地	
出水・伊佐	阿久根市		30	40	60	70	98
	出水市		30	40	60	70	105
	大口市		30	40	60	70	112
	長島町		30	40	60	70	97
	菱刈町		30	40	60	70	119
川薩・始良	薩摩川内市 (甑島を除く)		30	40	60	70	88
	霧島市		30	40	60	70	101
	さつま町		30	40	60	70	110
	加治木町		30	40	60	70	107
	始良町		30	40	60	70	102
	蒲生町		30	40	60	70	108
	湧水町		30	40	60	70	109
甑島	薩摩川内市 (甑島のみ)		40	—	70	—	123
鹿児島・日置	鹿児島市		30	—	60	—	93
	日置市		30	—	60	—	99
	いちき串木野市		30	—	60	—	92
指宿・川辺	枕崎市		40	—	70	—	129
	指宿市		40	—	70	—	129
	南さつま市		40	—	70	—	120
	南九州市		40	—	70	—	129
曾於	曾於市		40	—	70	—	107
	志布志市		40	—	70	—	115
	大崎町		40	—	70	—	122
肝属	鹿屋市		30	—	60	—	107
	垂水市		30	—	60	—	99
	東串良町		30	—	60	—	122
	錦江町		30	—	60	—	124
	南大隅町		30	—	60	—	102
	肝付町		30	—	60	—	107
種子島地方	西之表市		40	—	80	—	99
	三島村		40	—	80	—	79
	中種子町		40	—	80	—	105
	南種子町		40	—	80	—	124
屋久島地方	屋久島町		40	—	80	—	88
十島村	十島村		40	—	70	—	85
奄美地方北部	奄美市	笠利町	40	—	60	—	86
		名瀬	40	—	60	—	86
		住用村	40	—	60	—	86
	大和村		40	—	60	—	114
	宇検村		40	—	60	—	85

	瀬戸内町	40	—	60	—	76
	龍郷町	40	—	60	—	90
	喜界町	40	—	60	—	75
奄美地方南部	徳之島町	40	—	70	—	87
	天城町	40	—	70	—	87
	伊仙町	40	—	70	—	99
	和泊町	40	—	70	—	97
	知名町	40	—	70	—	102
	与論町	40	—	70	—	161

【洪水注意報基準】

二次細分区域	市町村	雨量(mm)				流域雨量指数値
		1 時間降水量		3 時間降水量		
		平地	山地	平地	平地	
出水・伊佐	阿久根市	30	40	60	70	高松川=6
	出水市	30	40	60	70	米之津川=9,平良川=4,野田川=11, 高尾野川=5,鍋野川=5
	大口市	30	40	60	70	羽月川=8,市山川=5
	長島町	30	40	60	70	－
	菱刈町	30	40	60	70	－
川薩・始良	薩摩川内市 (甑島を除く)	30	40	60	70	高城川=4,市比野川=4, 田海川=4,久富木川=6
	霧島市	30	40	60	70	天降川=15,手籠川=5,霧島川=5, 石坂川=4,桜校川=7,久留味川=5
	さつま町	30	40	60	70	久富木川=5,穴川=5,夜星川=4
	加治木町	30	40	60	70	網掛川=5,宇曾木川=4
	始良町	30	40	60	70	山田川=6,思川=7
	蒲生町	30	40	60	70	後郷川=4
	湧水町	30	40	60	70	－
甑島	薩摩川内市 (甑島のみ)	40	－	70	－	－
鹿児島・日置	鹿児島市	30	－	60	－	甲突川=6,永田川=6,神之川=5,思川=6
	日置市	30	－	60	－	神之川=7,江口川=6,大里川=6, 伊作川=5,野田川=4
	いちき串木野市	30	－	60	－	八房川=7,大里川=5,五反田川=4
指宿・川辺	指宿市	40	－	70	－	－
	枕崎市	40	－	70	－	－
	南さつま市	40	－	70	－	大谷川=4,加世田川=5,堀川=5
	南九州市	40	－	70	－	麓川=5,永里川=8,大谷川=5
曾於	曾於市	40	－	70	－	菱田川=7, 前川=6,大淀川=9, 横市川=9,月野川=7,溝之口川=7
	志布志市	40	－	70	－	菱田川=16,安楽川=7, 尾野見川=6,前川=6,福島川=6
	大崎町	40	－	70	－	田原川=8,持留川=5,梅ヶ渡川=7,汐入川=5
肝属	鹿屋市	30	－	60	－	始良川=7,串良川=6,高須川=10,平房川=4
	垂水市	30	－	60	－	本城川=5
	東串良町	30	－	60	－	汐入川=4
	肝付町	30	－	60	－	高山川=6
	錦江町	30	－	60	－	神ノ川=6
	南大隅町	30	－	60	－	雄川=8
種子島地方	西之表市	40	－	80	－	－
	三島村	40	－	80	－	－
	中種子町	40	－	80	－	－
	南種子町	40	－	80	－	－
屋久島地方	屋久島町	40	－	80	－	安房川=10,宮之浦川=6
十島村	十島村	40	－	70	－	－

奄美地方北部	奄美市	40	—	60	—	役勝川=5,住用川=7
	大和村	40	—	60	—	—
	宇検村	40	—	60	—	—
	瀬戸内町	40	—	60	—	—
	龍郷町	40	—	60	—	—
	喜界町	40	—	60	—	—
奄美地方南部	徳之島町	40	—	70	—	—
	天城町	40	—	70	—	秋利神川=5
	伊仙町	40	—	70	—	—
	和泊町	40	—	70	—	—
	知名町	40	—	70	—	—
	与論町	40	—	70	—	—

【大雨警報基準】

二次細分区域	市町村		雨量(mm)				土壌雨量指数値
			1 時間降水量		3 時間降水量		
			平坦地	平坦地以外	平坦地	平坦地以外	
出水・伊佐	阿久根市		70	80	—	—	140
	出水市		70	90	—	—	151
	大口市		70	70	—	—	160
	長島町			60	—	—	139
	菱刈町		60	70	—	—	170
川薩・始良	薩摩川内市 (甌島を除く)		70	90	—	—	127
	霧島市		60	80	—	—	145
	さつま町		70	80	—	—	158
	加治木町		70	80	—	—	153
	始良町		70	80	—	—	147
	蒲生町		60	80	—	—	155
	湧水町			80	—	—	157
甌島	薩摩川内市 (甌島のみ)			70	—	—	177
鹿児島・日置	鹿児島市		70	70	—	—	134
	日置市		60	70	—	—	142
	いちき串木野市		60	80	—	—	132
指宿・川辺	枕崎市		60	70	—	—	162
	指宿市		60	80	—	—	162
	南さつま市		60	80	—	—	150
	南九州市		70	—	—	160	162
曾於	曾於市		70	70	—	—	154
	志布志市		60	80	—	—	165
	大崎町		60	60	—	—	175
肝属	鹿屋市		60	60	—	—	153
	垂水市			70	—	—	142
	東串良町		60	—	—	—	175
	錦江町		—	70	—	—	178
	南大隅町		—	80	—	—	146
	肝付町		70	80	—	—	153
種子島地方	西之表市		—	80	—	140	142
	三島村		—	60	—	—	114
	中種子町		—	70	—	—	150
	南種子町		—	70	—	—	178
屋久島地方	屋久島町		—	90	—	—	177
十島村	十島村		70	70	—	—	143
奄美地方北部	奄美市	笠利町		60	110	—	144
		名瀬				120	
		住用村				170	

	大和村	—	—	—	110	190
	宇検村	—	—	—	110	143
	瀬戸内町	—	80	—	—	128
	龍郷町	—	—	—	110	151
	喜界町	70	70	—	—	126
奄美地方南部	徳之島町	—	—	—	110	145
	天城町	70	70	—	—	146
	伊仙町	70	70	—	—	166
	和泊町	70	70	—	—	163
	知名町	—	70	—	—	171
	与論町	80	—	—	190	269

【洪水警報基準】

二次細分区域	市町村	雨量(mm)				流域雨量 指数値	複合基準
		1 時間降水量		3 時間降水量			
		平坦地	平坦地以外	平坦地	平坦地以外		
出水・伊佐	阿久根市	70	80	—	—	高松川=21	R1=50 and 高松川=13
	出水市	70	90	—	—	野田川=26,米之津川=23,鍋野川=18, 平良川=9,高尾野川=13	R1=50 and 米之津川=18
	大口市	70	70	—	—	羽月川=30,市山川=17	R1=45 and 川内川=47
	長島町	—	60	—	—	—	—
	菱刈町	60	70	—	—	—	R1=30 and 川内川=36
川薩・始良	薩摩川内市 (甑島を除く)	70	90	—	—	久富木川=16,高城川=14 田海川=9,市比野川=13	R1=60 and 川内川=36
	霧島市	60	80	—	—	天降川=43,桜井川=21,霧島川=18, 久留味川=17,手籠川=16,石坂川=12	R1=35 and 天降川=22
	さつま町	70	80	—	—	久富木川=19,穴川=17,夜星川=15	—
	加治木町	70	80	—	—	網掛川=15,宇曾木川=11	—
	始良町	70	80	—	—	思川=19,山田川=16	R1=60 and 山田川=12
	蒲生町	60	60	—	—	後郷川=11	R1=40 and 後郷川=9
	湧水町	—	80	—	—	—	R1≦30 and 川内川=29
甑島	薩摩川内市 (甑島のみ)	—	70	—	—	—	R1≦50 and R3≦70
鹿児島・日置	鹿児島市	70	70	—	—	思川=15,永田川=17,甲突川=15,神之川=13	R1=45 and 甲突川=11
	日置市	60	70	—	—	神之川=19,江口川=16,大里川=15, 伊作川=15,野田川=12	—
	いちき串木野市	60	80	—	—	八房川=19,大里川=13,五反田川=12	—
指宿・川辺	枕崎市	60	70	—	—	—	—
	指宿市	60	80	—	—	—	—
	南さつま市	60	80	—	—	加世田川=14,堀川=13,大谷川=12	R1=40 and 万之瀬川=20
	南九州市	70	—	—	160	永里川=13,大谷川=12,麓川=13	—
曾於	曾於市	70	70	—	—	大淀川=21,横市川=21,月野川=18, 菱田川=17,溝之口川=17,前川=15	R1=60 and 菱田川=6
	志布志市	60	80	—	—	菱田川=42,安楽川=19, 尾野見川=18,前川=18,福島川=16	R1=50 and 菱田川=18
	大崎町	60	60	—	—	田原川=22,梅ヶ渡川=18,汐入川=15,持留川=10	—
肝属	鹿屋市	60	60	—	—	高須川=26,始良川=20,串良川=16,平房川=11	R1=30 and 肝属川=13
	垂水市	—	70	—	—	本城川=13	R1≦45 and 本城川=9
	東串良町	60	—	—	—	汐入川=15	R3=90 and 肝属川=17
	錦江町	—	70	—	—	神ノ川=21	—
	南大隅町	—	80	—	—	雄川=25	R1≦60 and 雄川=22
	肝付町	70	80	—	—	高山川=25	R1=45 and 肝属川=32
種子島地方	西之表市	—	80	—	140	—	R1≦60 and R3≦100
	三島村	—	70	—	—	—	—
	中種子町	—	70	—	—	—	—
	南種子町	—	70	—	—	—	—
屋久島地方	屋久島町	—	90	—	—	安房川=25,宮之浦川=15	R1≦80 and 安房川=13

十島村	十島村		70	70	—	—	—	—
奄美地方北部	奄美市	笠利町		60	80	—		—
		名瀬				120		
		住用村				170	住用川=17,役勝川=13	
	大和村		—	—	—	110	—	—
	宇検村		—	—	—	110	—	—
	瀬戸内町		—	80	—	—	—	—
	龍郷町		—	—	—	110	—	—
奄美地方南部	喜界町		70	70	—	—	—	—
	徳之島町		—	—	—	110	—	—
	天城町		70	70	—	—	秋利神川=10	—
	伊仙町		70	70	—	—	—	—
	和泊町		70	80	—	—	—	—
	知名町		—	70	—	—	—	—
	与論町		80	—	—	190	—	—

(3) 予・警報の細分区域

災害発生のおそれのある区域を指定できる場合には、一次細分区域または二次細分区域を指定して発表する。細分区域は、次のとおりである。

一次細分 区域名	二次細分 区域名	該当する市郡名
※ 薩摩地方	鹿児島・日置	鹿児島市，日置市，いちき串木野市
	出水・伊佐	出水郡，阿久根市，出水市，伊佐市
	川薩・姶良	薩摩川内市（甑島を除く），薩摩郡，姶良郡，霧島市
	甑島	薩摩川内市（甑島に限る）
	指宿・川辺	南さつま市，枕崎市，指宿市，南九州市
※ 大隅地方	曾於	曾於市，志布志市，曾於郡
	肝属	鹿屋市，垂水市，肝属郡
種子島 屋久島 地方	種子島地方	西之表市，鹿児島郡（のうち三島村）， 熊毛郡（のうち中種子町，南種子町）
	屋久島地方	熊毛郡（のうち屋久島町）
奄美地方	十島村	鹿児島郡十島村
	北部	奄美市，大島郡（のうち大和村，宇検村，瀬戸内町，龍郷町， 喜界町）
	南部	大島郡（のうち徳之島町，天城町，伊仙町，和泊町，知名町， 与論町）

- (注) 1 ※印は、一次細分区域名「薩摩地方」と「大隅地方」及び「種子島・屋久島地方」を統合する場合に「鹿児島県（奄美地方を除く）」とする。
- 2 海岸線からおおむね 20 海里以内の海域（沿岸の海域）についての注意報・警報は、担当予報区、一次細分区域または二次細分区域に含めて行う。